

## 手持ち工事制度について

本市では、令和5年度から手持ち工事制度を再開いたしましたが、より多くの市内業者の受注機会を確保するため、令和8年度から内容の見直しを行いました。

### 1 見直しの内容

区 分	改 正	改 正 前
格付け工種ごとの件数	制限なし	3件
総件数	3件	5件

- ・基準日において限度に達している場合、いずれかの工事が完了しなければ入札に参加できません。

### 2 対象工事

- (1) 本市が発注する予定価格200万円を超える工事
- (2) 特定建設工事共同企業体による工事の場合、その代表者及び構成員
- (3) 令和8年度以降の発注工事

※今回の制度改正に伴い、令和7年度以前発注の工事については、手持ち工事として取り扱いません。

### 3 手持ち工事基準日

- ・指名競争入札の場合：指名通知日
- ・一般競争入札（入札前資格審査型）の場合：入札参加資格審査結果通知日
- ・一般競争入札（入札後資格審査型）の場合：入札参加申請書の提出期限

### 4 対象期間

落札日から完成届を石巻市へ提出した日まで

### 5 適用日

令和8年4月1日

### 【お問い合わせ先】

石巻市契約検査課契約係 電話0225-23-6611、6612

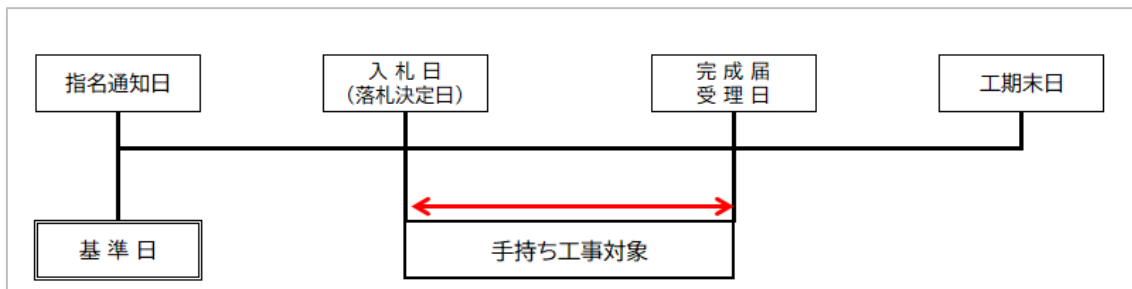
### 手持ち工事制度とは

より多くの市内業者の受注機会を確保すること、また、建設業者の手持ち工事量を確  
認し、発注予定工事に対する施工能力と工事の品質性の確保を図るもの。

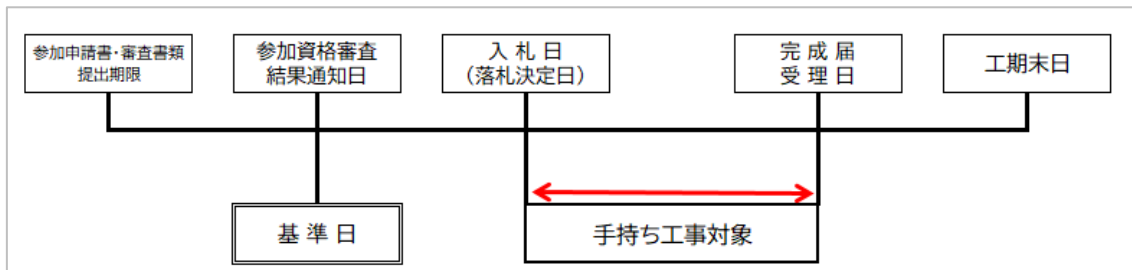
東日本大震災の復旧・復興事業を推進するため休止しておりましたが、概ね完了した  
ことから令和5年度から再開いたしました。

(参考) 基準日と対象期間

【指名競争入札の場合】



【入札前資格審査型一般競争入札の場合】



【入札後資格審査型一般競争入札の場合】

